

サービスごとの加算の届出の考え方（令和6年度版）

サービス名	届出の考え方
各サービス共通事項	<p>※全てのサービスに関する内容ですので、サービスの種類に関わらず、必ずお読みください。</p> <p>○以下に記載がない新設項目については、その算定について届出がない場合、「なし」、「非該当」、「減算型」とみなします。</p> <p>これらの取扱いについては、WAMNET内、国保連インターフェースの介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その4）（令和6年3月18日事務連絡）「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」を参考としていますので、別添についてもご確認ください。</p> <p>特に<u>新設の減算関係の「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」</u>については、届出がされない場合「減算型」とみなします。今後厚生労働省等から新たな通知などがなかった場合、請求エラーになる可能性があるため、ご注意ください。該当サービス等は後述の各サービスごとの「届出の考え方」の欄をご確認ください。また、これら2つの減算関係の届出にあたっては、添付資料は不要です。</p> <p>○「LIFEへの登録」について、新たに取得される場合は、市への届出だけでは登録できません。厚生労働省事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）の活用等について」等をご確認ください。</p> <p>＜厚生労働省事務連絡 市ホームページ掲載場所＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html</p> <p>また、新規の際に届出がない場合は「1：なし」とみなされ、LIFEの活用等が要件となっている加算については算定することができませんのでご注意ください。</p> <p>○「サービス提供体制強化加算」については、新規取得、取りやめ又は取得区分の変更（Ⅱ→Ⅰなど）がない場合は、届出の必要はありません。また取得区分は変わらず、満たす要件だけ変わる場合（Ⅰ→Ⅰ、勤続年数関係から介護福祉士関係の要件とする場合など）も同じく届出の必要はありません。ただし、根拠資料の確認と保存をしておくようお願いします。</p> <p>○介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、合わせて「旧3加算」という。）及び令和6年6月以降の介護職員等処遇改善加算（以下、「新加算」という。）については、当該加算算定に係る計画書を4月15日までにご提出いただきますが、令和6年4月又は5月から新規に旧3加算を算定し始める場合又は令和5年度から旧3加算の算定区分を変更する場合は、この届出が必要となりますので忘れずに提出してください。</p>

	<p>なお、6月以降の新加算の算定に係る体制届出の提出期限については、居宅サービスの場合は5月15日、施設系サービスの場合は6月1日となりますのでご承知おきください。</p>
--	--

サービス名	届出の考え方
訪問介護	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「口腔連携強化加算」を算定する場合 ③「特定事業所加算」を算定する場合（既に算定している事業所を含む）</p> <p>2 届出が不要な場合 上記①～③のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。 「口腔連携強化加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。 「特定事業所加算」については、算定区分に変更がない場合でも提出が必要になります。 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供、同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）、同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）」については、新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなします。</p>
訪問介護相当サービス	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「口腔連携強化加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 上記①～②のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。 「口腔連携強化加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供、同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）、同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）」については、新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなします。</p>

	訪問介護相当サービスについては、 届出書の様式が異なります のでご注意ください。(例：訪問介護と訪問介護相当サービスの両方を届け出する場合、訪問介護は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、訪問相当サービスは「第1号事業支給費算定に係る届出書」により届け出てください。)
--	---

サービス名	届出の考え方
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「看取り連携体制加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合</p> <p>上記①～②のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「看取り連携体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p>

サービス名	届出の考え方
訪問看護 介護予防訪問看護	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>2 届出が不要な場合</p> <p>既存届出内容を令和6年4月1日以降も変更しない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>当該サービスは令和6年6月1日に改正予定であり、現時点では改正等に係る届出の必要はありません。</p>

サービス名	届出の考え方
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>2 届出が不要な場合</p> <p>既存届出内容を令和6年4月1日以降も変更しない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>当該サービスは令和6年6月1日に改正予定であり、現時点では改正等に係る届出の必要はありません。</p>

サービス名	届出の考え方
<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>1 届出が必要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日以降も変更しない場合</p> <p>(注意事項) 当該サービスは令和6年6月1日に改正予定であり、現時点では改正等に係る届出の必要はありません。</p>

サービス名	届出の考え方
<p>通所介護</p>	<p>1 届出が必要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日以降も変更しない場合</p> <p>(注意事項) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。 「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、新型コロナウイルス感染症を理由とした利用者数の減少による3%加算、規模区分の特例の取扱いについて、令和6年4月届出提出分（3月減少分）をもって終了することとなったため、該当している場合は届出をお願いします。</p>
<p>通所介護相当サービス</p>	<p>1 届出が必要な場合 ①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「一体的サービス提供加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 上記①～②のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。 「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算</u>」</p>

	<p>型」とみなします。</p> <p>通所介護相当サービスについては、届出書の様式が異なりますのでご注意ください。(例：通所介護と通所介護相当サービスの両方を届け出する場合、通所介護は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、通所介護相当サービスは「第1号事業支給費算定に係る届出書」により届け出てください。)</p>
--	---

サービス名	届出の考え方
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	<p>1 届出が必要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日以降も変更しない場合</p> <p>(注意事項) 当該サービスは令和6年6月1日に改正予定であり、現時点では改正等に係る届出の必要はありません。</p> <p>「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、新型コロナウイルス感染症を理由とした利用者数の減少による3%加算、規模区分の特例の取扱いについて、令和6年4月届出提出分(3月減少分)をもって終了することとなったため、該当している場合は届出をお願いします。</p>

サービス名	届出の考え方
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	<p>1 届出が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「看取り連携体制加算」を算定する場合 ③「口腔連携強化加算」を算定する場合 ④「生産性向上推進体制加算」を算定する場合 <p>2 届出が不要な場合 上記①～④のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「看取り連携体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「口腔連携強化加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみ</p>

	<p>なします。</p> <p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p>
--	---

サービス名	届出の考え方
<p>短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「口腔連携強化加算」を算定する場合 ③「生産性向上推進体制加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 上記①～③のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。</p> <p>「口腔連携強化加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p>

サービス名	届出の考え方
<p>特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 短期利用型</p>	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「夜間看護体制加算」を算定する場合 ③「高齢者施設等感染対策向上加算」を算定する場合 ④「生産性向上推進体制加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 上記①～④のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。</p> <p>「高齢者施設等感染対策向上加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p>

	<p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>下記の加算については、令和6年度に引き続き算定する場合であっても、改定後の算定要件を必ず確認した上で、届出の提出をお願いします。</p> <p>・「夜間看護体制加算」については、「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。また、新たな届出がない場合は、「1：対応不可」は「1：なし」に、「2：対応可」は「2：加算Ⅱ」とみなします。</p>
--	--

サービス名	届出の考え方
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	<p>1 届出が必要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日以降も変更しない場合</p>

サービス名	届出の考え方
居宅介護支援	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>②「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」が「あり」の場合</p> <p>2 届出が不要な場合 上記①～②のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項) 「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」については、算定要件の見直しがされたことから、改定後の算定要件を必ず確認した上で、新しい要件に即して届出をお願いします。</p>

サービス名	届出の考え方
介護老人福祉施設	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>②「個別機能訓練加算」を算定する場合</p> <p>③「認知症チームケア推進加算」を算定する場合</p> <p>④「高齢者施設等感染対策向上加算」を算定する場合</p> <p>⑤「生産性向上推進体制加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 上記①～⑤のいずれにも当てはまらない場合</p>

	<p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「認知症チームケア推進加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「高齢者施設等感染対策向上加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>下記の加算については、令和6年度に引き続き算定する場合であっても、改定後の算定要件を必ず確認した上で、届出の提出をお願いします。</p> <p>・「個別機能訓練加算」については、既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p>
--	---

サービス名	届出の考え方
介護老人保健施設	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>②「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」を算定する場合</p> <p>③「認知症チームケア推進加算」を算定する場合</p> <p>④「リハビリ計画書情報加算」を算定する場合</p> <p>⑤「高齢者施設等感染対策向上加算」を算定する場合</p> <p>⑥「生産性向上推進体制加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合</p> <p>上記①～⑥のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「認知症チームケア推進加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「高齢者施設等感染対策向上加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>下記の加算については、令和6年度に引き続き算定する場合であっても、改</p>

	<p>定後の算定要件を必ず確認した上で、届出の提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。 ・「リハビリ計画書情報加算」については、「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。また、既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなします。
--	---

サービス名	届出の考え方
介護医療院	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出」を算定する場合 ③「認知症チームケア推進加算」を算定する場合 ④「高齢者施設等感染対策向上加算」を算定する場合 ⑤「生産性向上推進体制加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 上記①～⑤のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「認知症チームケア推進加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「高齢者施設等感染対策向上加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p>

サービス名	届出の考え方
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「緊急時訪問看護加算」を算定する場合 ③「総合マネジメント体制強化加算」を算定する場合 ④「口腔連携強化加算」を算定する場合</p>

	<p>2 届出が不要な場合 上記①～④のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。 「口腔連携強化加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。 下記の加算については、令和6年度に引き続いて算定する場合であっても、改定後の算定要件を必ず確認した上で、届出の提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時訪問看護加算」については、「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。また、既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなします。 ・「総合マネジメント体制強化加算」については、「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。また、既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなします。
--	---

サービス名	届出の考え方
夜間対応型訪問介護	<p>1 届出が必要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日以降も変更しない場合</p> <p>(注意事項) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p>

サービス名	届出の考え方
地域密着型通所介護	<p>1 届出が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「療養通所介護事業所（短期利用型）」に該当する場合 ③「重度者ケア体制加算」を算定する場合 ④「サービス提供体制強化加算（療養通所介護事業所（短期利用型）」を算定する場合 <p>2 届出が不要な場合 上記①～④のいずれにも当てはまらない場合</p>

	<p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「療養通所介護事業所（短期利用型）」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要になります。</p> <p>「重度者ケア体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「サービス提供体制強化加算」については、療養通所介護事業所（短期利用型）の施設等区分で、「9：加算Ⅲイ（ハの場合）」「A：加算Ⅲロ（ハの場合）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。</p> <p>「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、新型コロナウイルス感染症を理由とした利用者数の減少による3%加算について、令和6年4月届出提出分（3月減少分）をもって終了することとなったため、該当している場合は届出をお願いします。</p>
<p>通所介護相当サービス</p>	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>②「一体的サービス提供加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合</p> <p>上記①～②のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>通所介護相当サービスについては、届出書の様式が異なりますのでご注意ください。（例：地域密着型通所介護と通所介護相当サービスの両方を届け出する場合、地域密着型通所介護は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、通所介護相当サービスは「第1号事業支給費算定に係る届出書」により届け出てください。）</p>

サービス名	届出の考え方
<p>認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>2 届出が不要な場合</p>

	<p>既存届出内容を令和6年4月1日以降に変更しない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、新型コロナウイルス感染症を理由とした利用者数の減少による3%加算について、令和6年4月届出提出分（3月減少分）をもって終了することとなったため、該当している場合は届出をお願いします。</p>
--	--

サービス名	届出の考え方
<p>小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 短期利用型</p>	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「認知症加算」を算定する場合 ③「総合マネジメント体制強化加算」を算定する場合 ④「生産性向上推進体制加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 上記①～④のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「認知症加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。また、新設のⅠ又はⅡを取得し、認知症介護実践リーダー研修修了者を要件として整理した場合、「静岡県独自報酬」と一部要件が重なることから、静岡県独自報酬の一部（300単位）が算定できなくなる可能性があります。詳しくは近日中に別途発送予定の「静岡県独自報酬の令和6年4月1日以降の取扱いについて（通知）」をご確認いただき、届出が必要となる場合は、本届出と一緒に提出してください。</p> <p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>下記の加算については、令和6年度に引き続き算定する場合であっても、改定後の算定要件を必ず確認した上で、届出の提出をお願いします。</p> <p>・「総合マネジメント体制強化加算」については、「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。また、既存届出内容が「2：あり」</p>

	で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなします。
--	-----------------------------

サービス名	届出の考え方
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 短期利用型	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「医療連携体制加算」を算定する場合 ③「認知症チームケア推進加算」を算定する場合 ④「高齢者施設等感染対策向上加算」を算定する場合 ⑤「生産性向上推進体制加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 上記①～⑤のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「認知症チームケア推進加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「高齢者施設等感染対策向上加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>下記の加算については、令和6年度に引き続き算定する場合であっても、改定後の算定要件を必ず確認した上で、届出の提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療連携体制加算Ⅰ」については、新たな届出がない場合は、既存届出内容が「2：加算Ⅰ」は「2：加算Ⅰイ」、「3：加算Ⅱ」は「3：加算Ⅰロ」、「4：加算Ⅲ」は「4：加算Ⅰハ」とみなします。 ・「医療連携体制加算Ⅱ」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。

サービス名	届出の考え方
地域密着型特定施設 入居者生活介護・ 短期利用型	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「夜間看護体制加算」を算定する場合 ③「高齢者施設等感染対策向上加算」を算定する場合 ④「生産性向上推進体制加算」を算定する場合</p>

	<p>2 届出が不要な場合</p> <p>上記①～④のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「高齢者施設等感染対策向上加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>下記の加算については、令和6年度に引き続いて算定する場合であっても、改定後の算定要件を必ず確認した上で、届出の提出をお願いします。</p> <p>・「夜間看護体制加算」については、「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。また、新たな届出がない場合は、「1：対応不可」は「1：なし」に、「2：対応可」は「2：加算Ⅱ」とみなします。</p>
--	--

サービス名	届出の考え方
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「個別機能訓練加算」を算定する場合 ③「認知症チームケア推進加算」を算定する場合 ④「高齢者施設等感染対策向上加算」を算定する場合 ⑤「生産性向上推進体制加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合</p> <p>上記①～⑤のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「<u>1：減算型</u>」とみなします。</p> <p>「認知症チームケア推進加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「高齢者施設等感染対策向上加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p>

	<p>下記の加算については、令和6年度に引き続き算定する場合であっても、改定後の算定要件を必ず確認した上で、届出の提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別機能訓練加算」については、既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
--	--

サービス名	届出の考え方
看護小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 短期利用型	<p>1 届出が必要な場合</p> <p>①既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合 ②「認知症加算」を算定する場合 ③「緊急時対応加算」を算定する場合 ④「専門管理加算」を算定する場合 ⑤「遠隔死亡診断補助加算」を算定する場合 ⑥「総合マネジメント体制強化加算」を算定する場合 ⑦「生産性向上推進体制加算」を算定する場合</p> <p>2 届出が不要な場合</p> <p>上記①～⑦のいずれにも当てはまらない場合</p> <p>(注意事項)</p> <p>「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。</p> <p>「業務継続計画策定の有無」については、新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。</p> <p>「認知症加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「専門管理加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「遠隔死亡診断補助加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>「生産性向上推進体制加算」については、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。</p> <p>下記の加算については、令和6年度に引き続き算定する場合であっても、改定後の算定要件を必ず確認した上で、届出の提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時対応加算」については、「緊急時訪問看護対応加算」から名称変更となりましたが、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うようにしてください。 ・「総合マネジメント体制強化加算」については、「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。また、既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなします。

サービス名	届出の考え方
介護予防支援	<p>1 届出が必要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日から変更する場合</p> <p>2 届出が不要な場合 既存届出内容を令和6年4月1日以降も変更しない場合</p>